

スウェーデンから輸入される牛肉等に関する措置の見直し案について寄せられた御意見について

令和5年12月27日
厚生労働省健康・生活衛生局
食品監視安全課
輸入食品安全対策室

令和5年11月22日付で「スウェーデンから輸入される牛肉等に関する措置の見直し案」について、御意見の募集を行ったところ、1件の御意見をいただきました。お寄せいただきました御意見とそれに対する当省の考え方について、別添のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

「スウェーデンから輸入される牛肉等に関する措置の見直し案」に関する意見募集結果

| 番号 | 御意見等 | 厚生労働省としての考え方 |
|----|---|--|
| 1 | <p>世界全体の定型牛海綿状脳症 (Bovine Spongiform Encephalopathy: BSE) の発生数は減少し続け、現在ではほとんど確認されないまでに至っている。</p> <p>スウェーデンから輸入される牛肉等に係る輸入条件のうち、「30 か月齢以下と証明される牛由来であること」を撤廃する。</p> <p>とのことですが、これから増加した場合に危険を検知できないため、撤廃は反対です。</p> | <p>今回の見直しは、スウェーデンから輸入される牛肉等について、当該国の飼料規制、BSEの発生状況、と畜場における規制等のリスク管理措置を踏まえ、月齢制限を現行の「30か月齢以下」から「月齢条件無し」としたとしても、人へのリスクは無視できるとの食品安全委員会における評価結果に基づき、輸入条件を定め、月齢制限を廃止するものです。</p> <p>月齢制限を廃止した後も、BSE発生等の情報収集を行うとともに、輸入時検査や現地調査等により輸入条件の遵守を確認していきます。</p> |